

## 共同研究について

新潟県立大学大学院におきましては、民間企業等と共同して研究を行う制度を設けております。

### 1 趣旨

民間企業等から共同研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受入れ、本学の教員と共通課題について共同して行う研究です。

### 2 研究経費

共同研究者に負担いただく研究経費は、本学の歳入歳出予算に計上された上、納入される方から銀行を通じて本学に入り、事業経費として使用され厳正な執行が行われます。

### 3 条件

共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受入れを行います。

### 4 申込み手続き

#### (1) お申し出

希望する研究担当教員と打合せの上、本学の所定の「共同研究申込書」を提出していただきます。

#### (2) 受入れ

「共同研究申込書」をお受けしてから、本学におきまして検討させていただきます。その後予算措置を講ずるため受入れ決定まで2～3ヶ月の期間がかかりますのでご承知おきください。

#### (3) 経費のご送金

本学と民間企業等の間で結ぶ共同研究契約書で取り決めた額を、最寄りの銀行にて納入していただきます。

### 5 工業所有権について

共同研究の結果、特許等の工業所有権が生じた場合は、その権利の帰属に関して、本学及び民間企業等の双方で協議するものとします。また、協議の結果、本学に帰属した特許権等について、民間企業等及び民間企業等の指定する者に優先的に実施させることができるものとします。

### 6 施設・設備の供与と設備の帰属

本学の施設・設備は、共同研究のために使っていただきますが、研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとします。

### 7 共同試験研究促進税制

民間企業等が本学と共同研究を行った場合、民間企業等が支出した試験研究費の一定の割合が、法人税（所得税）額から控除されます。

### 8 お問い合わせ

上記に関するお問い合わせは、本学事務局へご連絡ください。

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471

電話：025-270-1301 FAX：025-270-5173

別紙様式1（第2条関係）

共同研究申込書

年 月 日

新潟県立大学長 様

申込者

住所

名称

（法人にあつては、法人名義及び職・氏名）

代表者

印

新潟県立大学大学院共同研究規程に基づき、下記のとおり共同研究をしたいので申し込みます。

記

1 研究課題

2 研究目的及び内容

3 研究の実施場所

4 研究の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日まで

5 研究に要する経費

6 共同研究者の職、氏名

7 希望する研究担当教員の所属、職、氏名

8 その他（事務担当者名、連絡先等）

別紙様式 2

共同研究契約書

公立大学法人新潟県立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟県立大学大学院共同研究規程及び次の条項に従い共同研究契約を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第 1 条 甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

- (1) 研究課題名 〇〇〇に関する研究
- (2) 研究目的及び内容 別紙「共同研究申込書」記載のとおり

（研究場所）

第 2 条 本共同研究の場所は、別紙「共同研究申込書」の記載のとおりとする。

（研究期間）

第 3 条 本共同研究の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（研究経費）

第 4 条 本共同研究に要する経費は、共同研究申込書に掲げる経費（以下「研究経費」という。）とする。

（研究体制）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれ共同研究申込書に掲げる共同研究担当教員及び共同研究研究者（以下「研究者」という。）により共同研究を実施するものとする。

2 研究期間内に研究者の変更又は追加等の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、研究者を変更又は追加することができる。

（経理）

第 6 条 本共同研究の経理は、新潟県立大学事務局で行うものとする。

（施設・設備の提供等）

第 7 条 甲及び乙は、その所有する設備のうち、本共同研究に必要な設備を無償で使用させることができるものとする。

（研究経費による設備等の帰属）

第 8 条 共同研究により取得した設備は、甲に帰属するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第 9 条 共同研究の遂行上止むを得ない理由があるときは、甲乙協議の上当該研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。

（研究経費の返還）

第 10 条 本共同研究が完了し、又は中止し、若しくは延長する場合において、納付された研究経費に不用が生じた場合は、甲は不用になった額を乙に返還するものとする。

(工業所有権)

第 11 条 共同研究の結果、発明等が生じた場合、工業所有権等の権利について持分を定めて出願するものとする。

2 前項に関わる出願手数料、特許料、その他出願及び権利の設定保全のための費用は、持分に応じて支払うものとする。

3 甲は、共同研究の結果生じた工業所有権等につき、甲が継承した権利を乙又は乙の指定する者に限り、優先的に実施させることができるものとする。

4 前項により、当該所有権等の権利の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

5 甲が、乙又は乙の指定する者以外のもの（以下「第三者」という。）に当該工業所有権等の実施を許諾する場合は、乙の同意を得るものとする。

6 前項により、第三者が当該工業所有権等を実施する場合の実施料は、当該工業所有権等に係る甲及び乙の持分に応じて、甲及び乙に帰属するものとする。

(完了報告)

第 12 条 共同研究が完了した場合は、学長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第 13 条 甲及び乙は、共同研究の終了後、当該共同研究の成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し、当該共同研究の成果を公表しないよう申し入れたときは、研究成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第 14 条 その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) 新潟市東区海老ヶ瀬 4 7 1  
公立大学法人新潟県立大学  
理事長 印

(乙) ○○市  
株式会社 ○○  
代表取締役 印